

# 保育施設の新型コロナウイルスに伴う 運営ガイドライン



市川市

こども政策部 こども施設運営課

---

市川市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をするための新たな日常として、「手洗いの徹底・マスクの着用」「ソーシャルディスタンスの確保」「3つの密(密閉、密集、密閉)となる環境を作らない」ことを心がけ、園内における感染や、クラスターの発生防止に努めております。

しかしながら、保育施設の保育士は、乳幼児を預かる施設で、おむつ替えや排泄の援助、食事の援助や子どもを抱くことなど、密接な接触合いが不可欠であり、3つの密すべてを完全に避けることは困難になります。

今後、保育施設では、新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を前提に、これまでの保育内容を見直し、子どもたちに対して必要な子どもとの関わりや感染リスクを極力避けることの両立が求められます。

各保育施設において、今後の保育のあり方について改めて考えていただき、各保育施設にあった形で、柔軟に本ガイドラインを活用し、新たな日常として、保育を行っていただけたらと思います。

新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、随時市川市の「保育施設の新型コロナウイルスに伴う休園後の運営ガイドライン」の見直しを行っていきます。

引き続き新型コロナ感染症防止対策のご理解とご協力をお願いいたします。

## 目次

子どもたちの命をみんなでまもろう	3
------------------	---

### 保育施設の感染防止対策

1. 登降園時	4
【登園前の検温・健康観察】	4
2. 日中の健康観察	5
【園児のケア】	5
【職員の健康観察】	5

### 保育活動等について

1. 園生活	6
【手洗い、換気、消毒等の徹底】	6
【活動時】	7
【睡眠】	7
【園児とのかかわり】	7
【子育て支援】	8

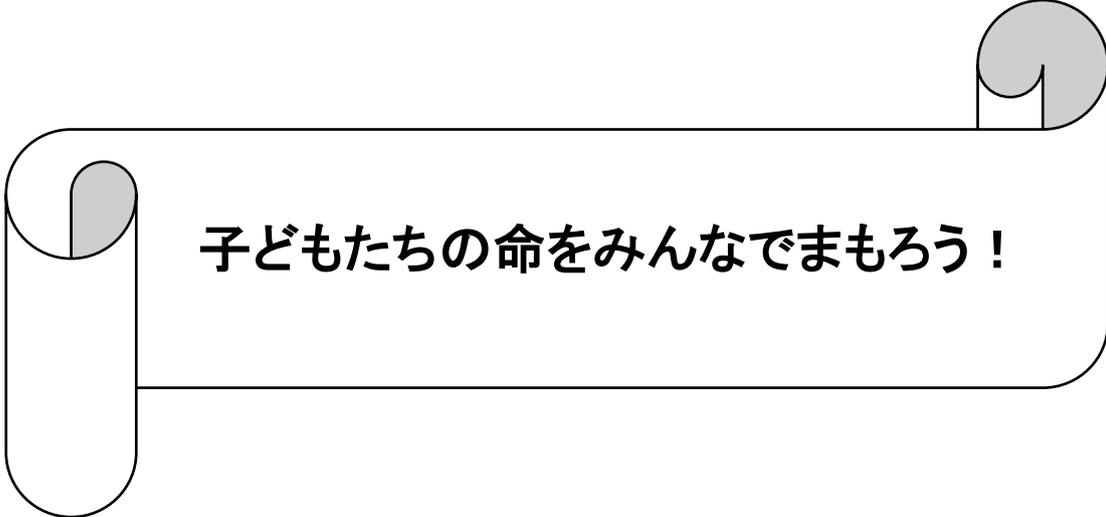
### 給食について

1. 調理員の健康管理	8
2. 調理	8
3. 配膳	9
4. 喫食時間	9
5. 喫食行事	9

### 休園などの今後の基準

保育施設における対応方針	10
--------------	----

別紙:厚労省等からの資料



## 子どもたちの命をみんなでももろう！

- 感染拡大防止対策を十分に行い、安心・安全な保育施設の運営を行う。
- 一人一人の健康状態を十分に把握し、個々の思いを受けとめる等、丁寧な対応を行い、園児の心と体の安定を図る。
- 園児や保護者、地域の子育て家庭への支援として、長引いた自粛生活のストレスなどによる体の不調・子育ての不安など相談支援を行う。
- 本ガイドラインを参考に、新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大状況や各保育施設の状況、地域性等を踏まえ、保育の内容を検討し、保護者及び職員全体で共通理解のもと、保育を行っていく。

## 保育施設の感染防止対策

### 1. 登降園時

#### 【登園前の検温・健康観察】

- 毎朝園児の検温を行い、検温の結果や健康状態については、健康観察カードなどに記入する。
    - ・発熱等がある場合は、登園を控えるように要請する。
    - ・新型コロナウイルスを発生した人の中には高い熱が出ないケースもあるため、個々の取り扱いについては主治医や嘱託医と相談する。
  - 発熱がない場合でも、風邪症状(咳、のどの痛み)倦怠感、臭覚や味覚障害の異常がみられる時は、登園を控える。
  - 園児の受け入れの際は、保護者からヒアリングを行い、状況をより詳しく把握する。
  - 発熱のあった場合、解熱後 24 時間以上経過し体調が改善してから登園する。
- ※登園の判断をする際には、体温の目安を37.5℃以下とし、平熱に個人差があることに留意する。
- 保護者には登降園時の際、マスクの着用をお願いする。

---

## 2. 日中の健康観察

### 【園児のケア】

- 園児の様子に合わせて随時検温、観察を行い、発熱や風邪症状等がみられる場合は保護者に様子を知らせ、お迎えを依頼する。
- 保育時間内に体調が悪くなった園児については、事務室等で個別に対応を行い状態に応じて保護者への連絡、お迎えを依頼する。
- 可能な限りでマスクの着用をする。(2歳未満の子どものマスクの使用については、安全面を考慮し使用しない)

### 【職員の健康管理】

- 毎朝検温を行い、検温の結果や健康状態については各園で記載する。
  - ・発熱等がある場合は、出勤を控える。
  - ・新型コロナウイルスを発生した人の中には高い熱が出ないケースもあるため、個々の取り扱いについては主治医や嘱託医と相談する。
- 発熱がない場合でも、風邪症状(咳、のどの痛み)倦怠感、臭覚や味覚障害の異常がみられる時は、出勤を控える。
- マスクの着用を徹底し感染防止に努める。
- 不要不急の外出を避け自己管理に努める。

## 保育活動等について

### 1. 園生活

#### 【手洗い、換気、消毒等の徹底】

- 排泄後や活動後などの手洗いの際には、園児が集中しないように配慮し、適切な手洗いができているかを見守り、指導する。
- 手洗いの指導については、手遊びをしながら楽しんだり、手洗いの大切さを絵本・紙芝居等で衛生指導したりするなど、年齢に合わせて行っていく。
- 保育室のドアや窓などはできる限り開放し、換気を徹底する。  
夏場には熱中症対策のためエアコンを使用するとともに、こまめな窓開け、空気清浄機を使用するなど、換気に努める。
- 園児の健康状態を把握し、室温、湿度に留意し、快適に過ごせるよう努める。
- 体調管理のため、こまめな水分補給を行う。
- 蛇口、ドアの開閉部、手すり、スイッチなどの共有部分は適宜消毒する。
- 園内の玩具は、洗浄、消毒ができるものを使用し、毎日消毒を行う。
- 日常的に園児及び職員全員が、咳エチケットを実施する。

---

## 【活動時】

- 室内、テラス、園庭で過ごすなど、分散して遊べるように活動場所を工夫する。
- 集団での活動は、できる限り少人数で行う。また、大きな声を出すなどはできるだけ控え、歌を歌うなどの活動は最小限にする。(通常保育時間、延長保育時間帯両方において同様とする。)
- 水あそびについては、活動内容や実施について十分に検討していく。
- 園行事については、イベント(地域交流)等の開催を見送っている期間においては、原則として延期または中止する。ただし、実施する場合は、換気の悪い密閉空間・多くの人の密集・近距離での会話や発声の重なりを防止する。

## 【睡眠】

- 睡眠時には、スペースの確保に心がける。
- 窓開け、エアコン、空気清浄機などを使用し、室内の換気をする。

## 【園児とのかかわり】

- 園児一人一人の思いをやさしく受け止め、不安な気持ちに寄り添い共感することで、安心して過ごせるようにする。
- 愛情豊かに応答的なかかわりややさしい話しかけにより、気持ちを伝えたり、言葉のやり取りを楽しんだり、自分の気持ちを表現できるようにしていく。

## 【子育て支援】

- 園児の保護者や、地域の子育て家庭への相談等の支援を行う。
- 自宅で過ごす期間が長くなる時は、配慮が必要な園児について、定期的に家庭での状況を確認するなどし、関係機関との連携を密にしていく。

## 給食について

感染予防対策として、これまでの盛り付け、配膳、喫食の仕方などを見直し、今後も安全に給食提供が出来るようにする。ただし、各年齢により配慮が異なることやクラスの状況により対応が難しいことがあるので、基本事項を踏まえて、園の状況に合わせた感染予防対策を行う。

### 1. 調理員の健康管理

- 調理員の健康状態を確認し、体調不良の場合は出勤を控える。
- 調理員と園児の接触が必要最小限となるようにする。

### 2. 調理

- 手洗い、衛生的な身支度を徹底する。
- 調理中はマスクと手袋を着用し、そのまま提供する食品は素手で触らない。
- なるべく食具を使用して、喫食できるような盛り付けにする。

---

### 3. 配膳

- 配膳台は、希釈した次亜塩素酸ナトリウムに浸けた布巾で拭く。
- 園児の給食当番は行わず、職員が配膳する。
- 食器はグループ皿の使用はせず個々に配膳する。

### 4. 喫食時間

- 食事やおやつの前には、園児全員の手洗いを徹底する。
- 保育室の換気を徹底する。
- 1テーブルの人数を工夫し、間隔をあけて食事をする。
- 食事は一斉に食べるのではなく、時間をずらして食べるなど配慮する。
- 対面にならないよう、向かい側の席は空ける等工夫をする。また食事中は、大きな声で会話をしない。

### 5. 喫食行事

- 行事食等は、個別で配膳できるものにする。
- 食具を複数人で介したバイキング、クッキングなどは、控える。

## 休園などの今後の基準

令和 3年 2月 変更

### 保育施設における対応方針

#### 【 感染・濃厚接触者への対応 】

- 園児・職員から感染者が出た場合 ……感染の規模(濃厚接触者の特定)及び休園期間については、保健所の指示に従い決定
- 園児が濃厚接触者になった場合 ……保健所からの指示による期間、登園を停止
- 職員が濃厚接触者になった場合 ……保健所からの指示による期間、自宅待機等による対応

#### 【 保育施設行事等について 】

- 保育施設行事については、感染拡大防止の観点から、感染の広がりや会場の状況等を踏まえ、開催の必要を検討する。

新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等の発生状況を踏まえ、対応方針に沿って適切に対応する。



令和2年 5月作成  
令和2年12月(一部改定)  
令和3年 2月(一部改定)